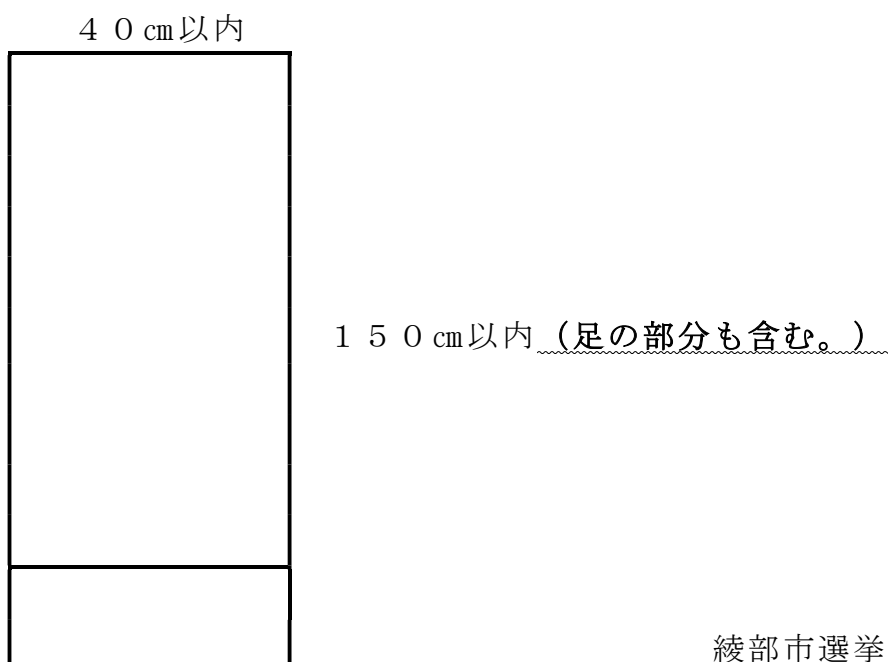


政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に
表示する証票の使用上の注意事項

- 1 この証票を立札及び看板の類の表面の見やすい場所に貼り付けてください。
- 2 この証票を貼り付ける立札及び看板の類の大きさは、縦150cm、横40cm以内で市長、市議会議員の選挙については、候補者若しくは候補者になろうとする者又はこれらの者に係る後援団体のすべてを通じて、それぞれ総数が6枚に制限され、かつ1事務所につき2枚以内となっています。（公職選挙法第143条第17項、同法施行令第110条の5第1項第6号）
- 3 この立札及び看板の類は、政治活動のために使用する事務所の場所において掲示されることが必要となっており、**当該事務所以外の場所には掲示することができません。**
このため設置状況の確認において、**設置場所に事務所が無い場合（空き地、空き家、田畑、電柱、届け出た場所から離れた駐車場や交差点等）や事務所から離れている場合については、移動、撤去をしていただくことがありますのでご承知ください。**
- 4 事務所の所在地変更、証票の紛失、破損、事務所の目的を有しなくなった場合又は解散した場合は、市選挙管理委員会まで届出をしてください。
- 5 今回交付の証票の有効期限は、2026年10月31日までです。



関 係 法 令

○ 公職選挙法第 1 4 3 条第 1 6 項第 1 号

立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの

○ 公職選挙法第 1 4 3 条第 1 7 項

前項第 1 号の立札及び看板の類は、縦 1 5 0 センチメートル、横 4 0 センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示をしたものでなければならない。

○ 公職選挙法施行令第 1 1 0 条の 5 第 1 項第 6 号

公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 6 枚